

## 6月18日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- |      |          |      |          |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君   |
| 2 〃  | 大森 茂彦 君  | 9 〃  | 朝倉 国勝 君  |
| 3 〃  | 山城 峻一 君  | 10 〃 | 滝沢 幸映 君  |
| 4 〃  | 祢津 明子 君  | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃  | 中島 新一 君  | 12 〃 | 西沢 悦子 君  |
| 6 〃  | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君  |
| 7 〃  | 玉川 清史 君  | 14 〃 | 中嶋 登 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |   |        |
|-----------------|---|--------|
| 町 長             | 山 | 村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清 | 水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 柳 | 澤 博 君  |
| 総 務 課 長         | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 大 | 井 裕 君  |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 | 貞 巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         |   |        |
| 総 務 課 長 補 佐     | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長         |   |        |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |   |        |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 4 4 号 千曲衛生施設組合理約の変更について
- 第 3 議案第 4 5 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 4 6 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 議案第 4 7 号 令和 3 年度社会資本整備総合交付金事業 A 0 9 号線道路改良工事請負契約の締結について
- 追加第 2 議案第 4 8 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 3 発委第 2 号 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について
- 追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小宮山君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

### ◎日程第 1 「請願・陳情について」

**議長（小宮山君）** 常任委員会に審査を付託いたしました請願・陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。お手元に配付のとおりであります。

請願第 1 号「選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国に提出することを求める請願書」

「質疑、討論なく（委員長報告不採択、挙手少数により不採択）」

---

陳情第 2 号「新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告採択、挙手全員により採択）」

---

議長（小宮山君） 日程第2「議案第44号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る6月7日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第44号 千曲衛生施設組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第3「議案第45号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第4「議案第46号 令和3年坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） まず、歳入4ページであります、款15県支出金、項2県補助金、目9商工費県補助金、節1商工費補助金の031特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金、これは県の予算で、専決で阿部知事が総額で2億5,240万円が計上されましたが、どういう交付金か、その交付金の内容といいますか性格といいますか、それをお聞きをします。

それとこの交付金の対象というのはどういう基準で採択されているのか、その対象は何なのかをお聞きをしたいと思います。

それから、これは10分の10の極めて有利な交付金というふうに思いますが、そう捉えているかどうか、それをお聞きをいたします。

続いて、歳出であります。10ページであります。

款6農林水産業費、項2林業費、目3林道事業費、節15原材料費、この原材料費、補修用材料ですが233万1千円のその内容をお聞きをいたしたいと思えます。

それから、同じく10ページですが、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、18063商工会飲食業等支援事業の補助金、これはドライブスルーの坂城井井の第2弾ということですが、これはいつどこでどのように開催するのか。前回と全く同じ形で行われる予定か、あるいは商工会の主催に任せるのか、その辺のところをお聞きをいたします。

それから続いて、010724新型コロナウイルス緊急対策事業、その中の11ページですが、12001消費回復応援事業業務委託は、これはどこへ委託するのか、そして期間はどのくらいなのか、それから新たにデジタル化が加わるんですが、その台紙型との組み合わせの方法ですね、どうなるのかそれをお聞きをいたします。

続いて、18044応援券補助、これはさかきのお店応援券事業ということですが、取扱店を応募して、これは一般質問で期間は10月から来年1月までとこのように答弁されました。これは公募の周知方法はどうするのか、それからどんな段取りか、その公募の期間、それから配付予

定期間、あるいはどこで換金するのか、その予定、段取りといたしますか、それをお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

**商工農林課長（竹内君）** 歳入歳出に係るご質問について、順次お答えをいたします。

まず、歳入の特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金でございますけれども、この交付金は、新型コロナウイルス特別警報にレベル5が発出された、または新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第29項の規定により、営業時間の短縮や休業などの施設の使用制限、停止について協力を要請した酒類の提供を行う飲食店等が所在する市町村において、当該市町村が地域の実情に応じて地域経済を活性化するため、新型コロナウイルス対策として実施する事業者支援の事業に対して県から交付される交付金でございます。

当町は長野圏域ということで、一時、特別警報Ⅱが発出されたことから交付対象市町村となっており、交付金の対象事業としましては、市町村や商工団体などが新型コロナウイルス対策として実施する事業者への経営支援や需要喚起、誘客など地域産業の支援に資する取り組みとされております。

それから補助率が10分の10ということで、町において事業所に対する様々な支援策を講じていく中では、大変有利な交付金であると考えております。

続きまして、歳出の関係になりますけれども、10ページ、目3林道事業費の原材料費233万1千円の内容でございますけれども、これは県の地域発元気づくり支援金を活用して、林道網掛線と林道太郎山線の整備を実施するもので、原材料の内容は、2路線の舗装工事に伴う生コン、砕石、ワイヤーメッシュ、型枠、水切りなどでございます。

次に、目3商工振興費の商工会飲食業等支援事業補助金のドライブスルー坂城井井についてでございますけれども、こちらは前回と同様の形で事前予約による当日受取と当日販売により計画をしておりまして、今年度3回実施をしたいということで、1回目は10月のモノづくり展に合わせたテクノセンターでの実施を予定しております。2回目、3回目は、会場が未定ではございますけれども、12月と2月での実施を予定したいと考えているところでございます。主催につきましては町商工会で、町も連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、11ページの新型コロナウイルス緊急対策事業の消費回復応援事業業務委託でございますけれども、委託先は町商工会で、業務委託の準備から完了までを踏まえまして、委託期間は7月から3月まで、またスタンプラリーを10月から来年1月末までの期間での実施を予定しております。

スタンプラリーの実施方法でございますけれども、昨年と同様の紙の台紙による5か所のスタンプを集めていただくスタンプラリーを予定しておりますけれども、より多くの皆さんの参加を促したいことから、QRコードをスマートフォンなどで読み取ってスタンプをためるデジタルス

スタンプラリーを併せて行い、同時に両方のスタンプを集めていただくことを可能とすることで、台紙とデジタルの相乗効果による町内店舗の利用促進を図りたいと考えております。

台紙は全戸配付し、デジタルスタンプラリーのソフトについてはダウンロードしていただく形で予定をしております。

また、取扱店につきましては、取扱店を公募して、取扱いを希望する店舗を取扱店として登録し、配付するチラシ等に明記するとともに、登録店舗には取扱店としての標示をお願いし、町民の皆さんに分かりやすい形での実施をしてみたいと考えております。

それから、さかきのお店応援券事業でございますけれども、公募の周知方法については、事業所への周知、また町の広報紙やホームページ、防災行政無線のほか、町商工会や金融機関などの支援機関からも周知を併せて行う予定でございます。

事業の進め方につきましては、7月より町内店舗等への周知を開始しまして、取扱店を取りまとめ、9月には応援券を特定記録郵便により全戸へ郵送、10月から応援券の利用を開始し、利用した応援券の取扱店から商工農林課のほうへ応援券を提出していただき、換金の手続は月2回、町の支払日に合わせて行う予定としたいということで考えております。

**13番（塩野入君）** その歳入のほうですが、これは今お話がありましたように特別警戒、それに該当する圏域が対象になって、これは長野圏域で割り振って、その中から坂城町へ送る、その流れですね、それはどういうふうになっているのでしょうか。今、坂城町がその長野圏域だということが説明ありましたので、それはどういうふうに坂城町に来るのか、その辺をお聞きしたいということでもあります。

それから、この交付金380万円の算出方法についてもお聞きをいたします。

それから節15原材料費の関係ですけれども、これは地域発元気づくり支援金、これはいろいろと、どれでどうなるというふうに区分があるはずなんです、そのどの区分に当てはまって、どんな理由で採択されたか、それをお聞かせください。

そして、これは網掛線と太郎山線ということですが、網掛線でどのくらい、太郎山線でどのくらい、これは合算されていますので、それぞれの見積りの内容をお聞きをしたいと思います。

それから飲食業の関係ですが、前は商工会と連携して実施して大変好評だったということですが、何かそのときに問題点や課題等があったのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから12001消費回復応援事業の中で、010724新型コロナウイルス緊急対策事業全般の中で、これは人件費、それから需用費、役務費は、これは消費回復応援事業とさかきのお店の応援券事業、両方一緒だと思うんですが、その辺の合わせた費用ということでもいいのかどうか。そして、そうならばその人件費の報酬と期末手当とその費用弁償の内訳ですね、何日で何にどんなふうになっているか、その辺をお聞きをします。

それからもう一つは、これを見ますと、新型コロナウイルス緊急対策事業4, 344万9千円は、これは今回の補正予算では全て一般財源が投入されているわけです。これは国・県の、この財源、これは財調から全部入れたということでもいいんですか。

それからもう一つは、その国・県の新型コロナの財源は使えないのかどうか、その辺のところはどうなっておるのかお聞きします。

以上です。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

初めに、歳入の特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金の配分額ということでございますけれども、こちらについては長野圏域の中での割り振り額ということではなくて、県において経済センサスの統計データを基に、当町の飲食業事業所数により算出をされた金額となっております。

それから、歳出の目3林業事業費に係る県の元気づくり支援金の採択の理由でございますけれども、支援金の事業対象区分につきましては、地域協働の推進ということで、地域住民自らが作業を行うことで住民の自発的、主体的な地域づくり活動を促進する効果が期待できるとして採択されたものでございます。

林道網掛線、太郎山線、2路線の路線別事業費でございますけれども、林道網掛線が全体事業費で143万3千円ほど、また林道太郎山線につきましては137万円を予定しているところでございます。

次に、ドライブスルー坂城井井の前回からの課題ということでございますけれども、前回の注文の受付を町商工会の電話対応のみとしたため商工会職員の負担が多かったことから、今回は電話受付とインターネットを利用した受付を予定しているところでございます。

また、予約なしで買う当日販売の井について、当日すぐに早い時間で売り切れてしまったということがございました。こちらについても井の販売数については調整が必要であると考えておりますので、また出店いただくお店の方ともご相談をして進めてまいりたいというふうに考えております。

それから次に、新型コロナウイルス緊急対策事業に係るご質問でございますが、人件費、需用費、役務費は、消費回復応援事業とさかきのお店応援券事業の両事業に係る経費について計上しております。また、人件費につきましては、これからの事業を施行するために必要な人件費として計上したものでございまして、7月から来年3月までの間における会計年度任用職員1名の雇用に係る費用で、週5日、午前9時から午後4時までの勤務をいただく予定でございます。

先ほど申し上げたとおり、統計データ、県経済センサスの数字をもって、坂城町の事業所数で1事業所当たりいくらかという中で算出をされたところであります。

**財政係長（細田さん）** 10ページから11ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業4, 344万9千円の財源についてお答えいたします。

新型コロナウイルス緊急対策事業4、344万9千円の財源につきましては、塩野入議員さんのご質問のとおり財政調整基金を充当しております。

あと、国・県の新型コロナ財源は使えないのかというご質問でございますけれども、本補正予算に計上いたしました新型コロナウイルス関連関係事業に充当可能な財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が該当するものと考えておりますけれども、本交付金につきましては、今後、国に対して交付申請等の手続を行った後、交付決定等といった流れとなってまいりますことから、交付が決定した段階などで予算に組み入れ、事業充当を行ってまいりたいと考えております。

**12番（西沢さん）** 12ページの8土木費、項河川費2の河川改良費の中の河畔林整備工事についてですが、これは場所と予定している時期はいつ頃かお尋ねしたいと思います。

それからもう1件ですが、15ページの教育費、社会教育費の中の文化財保護費の中の警備委託についてですが、これは旧久保家の関係かと思っておりますけれども、この警備の内容というか、どういう形で警備をされるか、そこをお尋ねいたします。

**建設課長（関君）** 河畔林整備事業につきまして、場所と時期ということでご質問をいただきました。

場所につきましては、補正予算分につきましては、鼠団地と新地団地の間にあります洞岩沢川、間に蚕影神社という神社があるんですが、その上流を予定をしております。

時期につきましては、これから雨水期になりますので、渇水期、11月以降の予定となっております。

以上です。

**教育文化課長（堀内君）** 予算書15ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費の中の文化財保護一般経費中の警備委託等につきまして、こちらは警備会社により警備委託をお願いするわけですが、設置します設備としますと、熱感知による警備を行う予定でございます。

**12番（西沢さん）** 河畔林整備工事についてですが、洞岩沢ということでございますけれども、この箇所を決定されたそのプロセスというか、どういうふう決定されてきたかということと、それから、これは県の補助が入っているということで、1級河川に限られるものかどうか、その点をお聞きいたします。

それから警備の委託の関係ですが、今熱感知ということだと、これは建物、9棟というお話でしたけど、それ全部同じような方法でされるのかどうか。

それと施設設置工事はそのための設置工事ではないですよね。これはその熱感知に関するいろんな工事の部分についての委託の中に入っているんでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

**建設課長（関君）** 河畔林整備の再質問についてお答えさせていただきます。

まず区分けとして、県では1級河川を実施しております。町につきましては準用河川を予定しているということで、町につきましては県から10分の9の補助をいただきながら実施しているという区分けをさせていただいております。

それから箇所決定の方法なんです、この事業にあたって、当然ですけど伐採が必要な箇所、これは当然です。それから、かつ間伐した樹木、これをまき等に活用していくということが条件になっていることから、伐採した樹木を頒布するためのストック場所、こういったものが必要になってきます。

それから、当然その河川区域内以外のところも場合によっては必要になってくるということで、土地の所有者の承諾が必要となりますので、土地の権利関係が確定していることというものも一つの条件になっております。

それから下流域に福祉施設、また災害時に避難場所があるところ、そういったところの箇所についても選定をしているところでございますが、今回、洞岩沢につきましては、洞岩沢の下流域になりますと用水に入ってしまうということもありまして、そこで氾濫をしてしまう可能性があるということも含めまして、今回箇所決定をさせていただきました。

以上です。

**教育文化課長（堀内君）** 警備につきましては、まずは利活用が決まるまでは、主屋に警備設備を設置していくということで考えております。あと施設設置工事につきましては、警備設備の設置と附帯工事ということで、その設備を動かすための電気配線と電話回線工事、こちらが工事費の内訳になっております。

**11番（吉川さん）** 8ページのところですが、款3民生費、項1社会福祉費、説明のところの18045遠隔手話通訳システム負担金3万2千円がございます。これは補正で上がってきたということで新たな事業かと思いますが、内容についてお聞きします。

**福祉健康課長（伊達君）** 8ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の中の地域生活支援事業費に計上してございます遠隔手話通訳システム負担金の内容でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止といった観点から、通常ですと手話を利用される方、手話が同行なりあるいは同席なりをしてという状況でございましたけれども、先ほど言ったように感染症の関係があります。

特に病院での受診などのときは来院の制限もございますので、そういったときに手話を円滑にご利用いただけるように、いわゆるスマートフォンですとかタブレットに手話通訳者の画像が映って、それを介して聴覚障がいの方とお医者さんのやり取りをすると、一つの例を挙げるとそんな形の新しいシステムが県により導入されたということでございます。

そのシステムについて坂城町も利用したいということで申し出た中の負担金ということで、今年度より始まる事業ということでございます。

11番（吉川さん） 内容は分かりました。今までにこの同行とかで利用されている方はどのくらいいらっしゃるって、今回のこの事業に参画した県内の市町村はどのくらいあるか。それでこの負担金については、今後も金額についてはこのままいくのか、それとも変わってくるのかということと、あとその利用された方、同行の場合も費用が発生していると思いますが、今回のようなQRコードを使ったシステムになった場合の利用についての負担というのは軽減されてくるのか、その辺をお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

この負担金の金額等、また参加団体の状況でございますけれども、今回計上している金額につきましては、現在参加をすすめているのは県内25市町村でございます。そこに長野県と県の聴覚障害者協会が入りますので27団体ということになりまして、それが事業費をその団体で割って、それぞれが負担するということでございます。

従いまして、お聞きしているところによると、今年度途中からの参加を希望されている市町村もあるということでございますし、これは後から参加をしたいということも可能ですので、参加する団体数によっては負担金の額は変わってくるということで聞いていただいております。

それと手話通訳の利用の関係ですけれども、現在、個人として利用されている方、お1人いらっしゃるかもしれませんが、主に就職の面接ですとか、そういったところに手話通訳同行という形で今私どものほうでお受けをしている案件がございます。

基本的にこの手話通訳の派遣については、町のほうで全て手話通訳者に報酬をお支払いしてございますので、基本的にこの遠隔システムになったとしても、町の要綱に基づいてお支払いをしていきますので、ご利用される方にこのシステムの導入によって負担がかかるということはないと承知をしているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

議長（小宮山君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第47号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事請負契約の締結について」から追加日程第3「発委第2号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） まず、議案第47号「令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、新工業団地のメイン道路となるA09号線の整備事業に関する工事請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容としましては、全延長550メートル、全幅員9.25メートルの道路整備を行うほか、片側2.5メートルの歩道を設置するものであります。

請負金額は1億2,089万円で、契約の相手は日拓・関口建設共同企業体であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和4年3月25日までであります。

次に、議案第48号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,205万円を増額し、歳入歳出の予算を68億7,291万1千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に係る事業費及び事務費などの国庫支出金1,488万5千円、財政調整基金等からの繰入金716万5千円を増額し、一方、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス関連といたしまして、一定の要件に該当する低所得の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給する生活支援特別給付金支給事業について、システム改修及び通知代行プリント等の委託料として120万8千円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金1,145万円、新型コロナウイルス予防接種事業について、集団接種会場へのエアコン設置に係る費用172万8千円のほか、ワクチン接種事業に係る人件費などを増額するものであります。

また、その他住宅リフォーム補助金100万円を併せて増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（小宮山君）** 続いて、趣旨説明を求めます。

**8番（栗田君）** 私からは発委第2号「米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書」について趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」で、米の過剰在庫が生じ、令和2年産米の市場価格は全国的に大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、令和3年産米のさらなる下落が危惧されている。

このままでは多くの米農業者が経営悪化を招くことになり、米作りから撤退することにもなりかねない。コロナ禍による需要減少に伴う「過剰在庫」は、政府の緊急買入れなどで市場隔離すべきである。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、うち40万トンから60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っている。

かつて経験したことのない危機的事態の中で、米農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要である。

よって下記の事項について要望する。

#### 記

- 1、過剰米を国が緊急に買入し、過大な生産調整を回避すること。
- 2、ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。
- 3、過剰米を生活困窮者などへの食糧支援に活用すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（小宮山君）** 趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時54分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

---

◎追加日程第1「議案第47号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業A09号線道路改良工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第48号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

**議長（小宮山君）** これより質疑に入ります。

**7番（玉川君）** 5ページの款8土木費、項4住宅費の01826住宅リフォーム補助事業100万円なんですが、これの件数の見込みと、それとこれは条件になっています下水道の接続率については今のところどうなっているのかご説明をお願いします。

**建設課長（関君）** 住宅リフォームの補助金の関係についてご答弁させていただきます。

この住宅リフォーム補助金につきましては、当初予算で26件分を予定させていただきましたが、この26件分につきましては、5月から募集を開始して26件予約が全て埋まったという状況でございます。ですので、今回地元の企業の皆さんを支援していくということで、プラス20件分を予定させていただきました。

下水道の関係につきましては、今回、下水道に対する接続ということではなくて、下水道に接続させるためのトイレの改修とか、そういったものも全て対象とさせていただいているところでございます。

下水道の接続率につきましては、手元にちょっと資料がございませんので、お時間をいただければと思います。

議長（小宮山君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時03分）

議長（小宮山君） 再開します。

建設課長（関君） 大変貴重なお時間をいただきまして失礼しました。申し訳ございませんでした。

下水道の水洗化率につきましては、令和2年度末、令和3年3月で76.7%となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第3「発委第2号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和3年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月7日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、組合規約の変更、条例の一部改正、一般会計補正予算並びに追加で提案いたしました工事請負契約の締結、一般会計補正予算、全ての議案に対しまして原案どおりご決定を賜りありがとうございました。

さて、現在鋭意進めております65歳以上の方を対象とした新型コロナワクチンの接種につきましては、来週21日の月曜日に当面予定していた集団接種の日程が終了いたします。これにより接種期間中に実施しました施設巡回も含め、接種券を送付した65歳以上の方のおよそ82%の方が2回の接種を完了する見込みとなっております。

一方で、接種希望者の中には今回の集団接種の枠の中で接種できなかった方もおられることが

ら、現在、町が予約を集約する中で、町内の一部医療機関の先生にまだ接種を受けられていないかかりつけの患者さんを中心に接種を行っていただいております。加えまして、町におきましても、7月10日土曜日を1回目、7月31日土曜日を2回目とする追加の集団接種のご案内をしており、25日まで予約の受付を行っております。

また、64歳以下の方への接種につきましては、仕事をされている方が中心になってきますので、勤務場所や時間など様々な制約がある中、これまでのような集中的な集団接種での対応は難しいと考えられ、診療所での個別接種を含めて検討を進めております。町といたしまして、できる限りの対応を図る中で、町民の皆様への早期のワクチン接種に努めてまいりたいと考えております。

さて、今議会でお認めいただきました補正予算の中で、新型コロナウイルス関連の新たな支援や補助制度について予算化をいたしました。各事業の準備を進め、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。また、追加の補正予算でお認めいただいた「低所得の子育て世帯生活支援給付金」につきましても、速やかに事務手続等を進めてまいります。

町では、ワクチン接種や各種支援を進めるとともに、コロナ禍の中で停滞している社会活動や文化活動につきましても、感染症対策をしっかりと行う中で、徐々に再開していきたいと考えております。

6月20日、日曜日ですが、坂城テクノセンターを会場に、さかきふれあい大学教養講座を開催いたします。今回は県立歴史館の笹本正治先生をお迎えし、「戦国時代は何を残したか」と題し、残された資料から見える戦国時代の姿と現代社会にもつながる課題についてご講演をいただきます。参加人数を制限しての開催となりますが、定員まで若干の余裕がございますので、ぜひご参加いただければと思います。

また7月3日土曜日には、南条小学校音楽堂におきまして、「第43回納涼音楽会」の開催を予定しております。実施の可否につきましては、1週間前となる6月25日時点の長野県の警戒レベルを勘案し、実行委員会にて判断いたしますが、実施の場合でも出演団体のみの入場とし、2部構成で入替えを行う方法での開催とさせていただきますのでご理解をお願いいたします。

なお、ただいま申しあげました講演会、音楽会につきましては、上田ケーブルビジョン様のご協力をいただき、後日放映をいただける予定となっておりますので、ご視聴くださるようお願い申し上げます。

また、7月22日木曜日から8月29日日曜日まで、鉄の展示館では、特別展「第11回新作日本刀研磨・外装刀職技術展覧会」を開催いたします。本展では、総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めてもらうため、コンクールの受賞作品を一般に公開するもので、多くの皆様にご来館いただきたいと思います。

続いて、夏の風物詩、「町民まつり坂城どんどん」につきましては、新型コロナウイルスの感

染拡大防止のため、多くの町民が参加するステージ発表などの昼の部、おどり流しを行う夜の部をそれぞれ中止とし、代わりに花火の打ち上げを行いたいと考えております。子ども達の夏の思い出として、町民の皆様の元気につなげるため、またコロナを吹き飛ばすために花火を打ち上げますので、楽しみにしていただきたいと思います。

また、8月14日土曜日には、昨年度延期となりました「第65回成人式」を、8月15日日曜日には、今年度対象となります「第66回成人式」を開催する予定でございます。両成人式とも感染症拡大防止のため、成人の皆様にご集まっていただく式典とするかを1か月前の7月16日の状況にて判断する旨、実行委員会にて決定いたしました。

式典実施の有無にかかわらず、「Y o u T u b e 坂城町成人式チャンネル」を設け、新成人の代表あいさつや恩師の先生からのお祝いの言葉などの動画配信を予定しております。また、新成人ご自身のメッセージをお寄せいただき記念冊子の作成を予定しており、議員の皆様にもお祝いのメッセージをお寄せいただきますよう別途ご依頼申し上げますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、さかきテクノセンターでは、10月に開催を予定している「2021さかきモノづくり展」の実行委員会が開催されました。今年度はテクノセンターで行う「リアル」とインターネットを活用した「オンライン」のハイブリッド型のモノづくり展を開催する方向が確認され、今後、企業の皆様にも参画いただく中で、準備が本格化してまいります。

今後の主な事業についていくつか申し上げましたが、そのほかの行事、イベント等につきましても感染症対策を徹底する中で、状況を見ながら可能なものについては積極的に開催していきたいと考えております。

さて、平成10年の揚湯以来、23年が経過する坂城町温泉施設の源泉井戸の点検工事を7月5日月曜日から11日日曜日までの1週間実施いたします。工事期間中は、びんぐし湯さん館及び温泉スタンドが休業となりご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

また、国道18号坂城更埴バイパスにつきましては、網掛地区の道路改良工事のほかに、小網地区において用地取得が済んだ事業用地内で雑木の伐採、電柱等の移設、防護柵の設置のほか、敷砂利による管理用道路の整備などが今月から10月末までに行われる予定とお聞きしたところであり、事業の進捗が一層図られることを期待するところであります。

これから暑さが増してまいります。昨年同様熱中症と感染症の両方の対策を取りながら夏を過ごすこととなります。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と経済回復を願うとともに、議員各位におかれましても健康に留意されご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（小宮山君）** これにて令和3年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 小宮山 定彦

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 大 森 茂彦

坂城町議会議員 山 城 峻一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員